

## 小松市第一地区コミュニティセンター利用のご案内

生涯学習活動や地域のコミュニティ活動の場として、5人以上の団体でご利用ください。

利用目的や活動内容によっては、ご利用いただけない場合もありますので、ご注意ください。

### ご利用いただけない場合の例

- ・物品の販売、商品の宣伝活動など営利目的および営利につながる利用
- ・塾やお稽古事などの教室としての利用
- ・政治活動、宗教活動での利用
- ・企業の研修等の利用

### 利用上の注意

- 1 許可を受けた目的以外での使用は、しないでください。
- 2 使用にあたっては、準備、後片付けを含んだ時間で申請してください。
- 3 使用の権利を他の人に譲渡したり、転貸したりできません。
- 4 ごみは、使用者が責任を持ってお持ち帰りください。
- 5 施設や設備を傷つけたり、壊したりした場合には申し出てください。
- 6 職員が管理上、施設内に立ち入る場合があります。
- 7 使用者の都合で使用しなかった場合でも、使用料・空調設備料の還付はしません。
- 8 施設内、駐車場での事故やけがについては、責任を負いかねますのでご了承ください。必要に応じて保険加入をお願いします。

### 使用の承認について

次の各号にあてはまる場合は、使用の承認はしません。

- ① 施設、付属設備等を損傷する恐れがあると認められるとき
- ② 営利を目的とする行為があると認められるとき
- ③ 公益を害し、又は秩序を乱す恐れがあると認められるとき
- ④ その他市長が使用を不相当と認めるとき

### 承認の取り消しについて

使用の承認を受けた後でも、承認を取り消しすることがあります。

- ・上記①から④に該当することとなった場合
- ・小松市生涯学習センター条例や諸規定に違反したとき
- ・使用の申請に重大な偽りがあったとき
- ・管理上の必要があるとき